

神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進委員活動要綱の制定について

平成3年11月18日

例規第54号

神保発第1346号

各所属長あて

(概要)

神奈川県警察と横浜税関、第三管区保安本部が共同で委嘱する神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進委員の活動により、水際での銃器及び覚せい剤等薬物の流入を阻止するため、その活動の円滑かつ効果的な運用を図るため制定したものである。

主な内容は、

- 推進委員の委嘱、任務及び役員の選任
- 推進協議会の設置
- 運用上の留意事項

などである。